

「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」(案)に係る パブリックコメントの実施結果について

令和4年6月9日(木)から令和4年6月23日(木)まで、「徳島県促進区域の設定に関する環境配慮基準」(案)について、パブリックコメントにより御意見を募集したところ、7人の方から12件の御意見をいただきました。御意見の概要と県の考え方は次のとおりです。

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
1	環境に配慮するために私たちの安全が脅かされるのは困ります。基準に沿った安全な再エネ施設の設置を望みます。	当基準は、市町村が促進区域を設定することにより、地域と共生し、地域に貢献する安全な再エネ事業を誘致するために、策定していくものです。基準策定後は、基準に沿った促進区域が設定されるよう運用して参ります。
2	環境配慮事項の主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望環境への影響の項目で、促進区域に含めない区域が、国立・国定公園及び県立自然公園の第1種特別地域となっているが、第2種特別地域も含めるべき。	自然公園法に基づき、環境省が指定する、国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地である国立公園と、これに準ずる優れた自然の風景地である国定公園のうち、第1種特別地域については、再エネ施設をはじめとする工作物の設置や土石の採取等は、原則許可されません。一方、第2種特別地域は、再エネ施設の設置について、許可・届出制となっており、法律上再エネ施設の設置の余地が残されているため、第2種特別地域は、促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項に分類しています。なお、第2種特別地域の再エネ施設の設置に当たっては、立地場所や施設の種類・規模等が当該区域の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないことが求められ、促進区域の検討に当たっては、地方環境事務所及び県とよく相談し、必要な対応について確認が必要となっており、眺望や景観が、阻害されるような大規模な再エネ発電施設に係る促進区域の設定は、回避することが求められています。徳島県立自然公園条例においても、自然公園法に準じて、運用されているため、同様に第1種特別地域は、促進区域に含めない区域に分類し、第2種特別地域は、促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項に分類しています。
3	促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項の「植物の重要な種及び重要な群落への影響」と「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」についての収集すべき情報と収集方法に、「緑の回廊(林野庁所管)」を加えるべきである。	御意見を踏まえ、「緑の回廊」を、促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項の「植物の重要な種及び重要な群落の影響」、「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」、「地域を特徴づける生態系への影響」へ追加しました。
4	促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項の「植物の重要な種及び重要な群落への影響」と「動物の重要な種及び注目すべき生息地への影響」についての収集すべき情報と収集方法に、「徳島県自然環境保全地域」を加えるべきである。	「徳島県自然環境保全地域」は、既に、「促進区域に含めない区域」に定めています。
5	考慮すべき環境配慮事項の「主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響」の収集すべき情報に「遍路道(長距離自然歩道と重複する部分があるが本質的に違う)」を加えるべきある。	御意見を踏まえ、「遍路道」を、促進区域に当たって考慮すべき事項の「主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観への影響」、「主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響」へ追加しました。

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
6	<p>考慮すべき環境配慮事項の「主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響」の収集すべき情報に「市町村等で定めた景勝地」を加えるべきである。</p>	<p>地球温暖化対策の推進に関する法律(以下「温対法」という。)第21条第10項において、市町村が促進区域を設定する場合は、協議会等を活用し、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされています。</p> <p>「市町村等で定めた景勝地」は、県基準を定めた後の市町村が、促進区域を設定する協議会等で、議論すべきものと考えます。</p>
7	<p>考慮すべき環境配慮事項の「主要な人と自然とのふれあいの活動の場への影響」の収集すべき情報に「登山者、ハイカー等が利活用する地図に記載された登山道」を加えるべきである。</p>	<p>「登山者、ハイカー等が利活用する地図に記載された登山道」は、県基準では、明確に定義することができないため、県基準として一律に位置付けることは困難です。</p> <p>温対法第21条第10項において、市町村が促進区域を設定する場合は、協議会等を活用し、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、さらに、事業者が、促進区域内の再エネ事業認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議が必要となっております。</p>
8	<p>適正な配慮のための考え方の項目に、「事業計画により当該箇所の改変を行う場合は、当該市町村長及び地元住民並びに主たる利用者の意見を聞くこと」の項目を加えるべき。</p>	<p>温対法第21条第10項において、市町村が促進区域を設定する場合は、協議会等を活用し、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、さらに、事業者が、促進区域内の再エネ事業認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議が必要となっております。</p>
9	<p>市町村に対して事業を円滑に進めるための実行計画の中では、太陽光発電以外の再生可能エネルギーと共通する県基準部分は最初に定めることが、事業推進に必要と考える。</p> <p>下記文言を法に基づき、環境省が定める基準にならって、県の基準に追加する事を提案します。</p> <p>促進区域設定は地域の環境保全や経済社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものとし、「環境・景観・防災等に配慮した立地を誘導すること」、「再エネの地域貢献を事業者に求める事が可能なこと」、「区域設定時から地元の関係者との合意形成を得られるよう取組を推進すること」で事業が円滑に推進されることを目指す。</p>	<p>ご提案のとおり、基準に、「基準の基本的事項等」の章を設け、「1 基準策定の趣旨」、「2 基準の位置づけ」の項目に趣旨を反映しました。</p>
10	<p>徳島県では、既に、再生可能エネルギーを積極的に導入して、脱炭素化を推進するために「ゾーニング(適地評価)」を実施している地区がある。</p> <p>これらと環境省が、公表している「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等を参考に、促進区域の環境配慮基準の設定に当たり、具体的な市町村名を基準の中に明記して、脱炭素ロードマップを強力に促進するため、各自治体の指導・協働を図ってはどうか。</p> <p>また、促進区域に含めない区域も設定根拠を具体的な市町村名に落とし込んで明記してはどうか。その方が各自治体も自分事として考え、業務の効率化が図れると考える。</p>	<p>当基準を策定後は、「促進区域となり得るエリア」、「考慮すべきエリア」、「除外エリア」を「徳島県総合地図提供システム」で、地図上に表示することにより、市町村にわかりやく提示することとしています。</p>

番号	いただいたご意見の概要	ご意見に対する県の考え方
11	<p>各自治体は脱炭素社会の構築に関して専門的な知識を持った人材が不足しており、県の支援が無ければ絵に描いた餅になると考えている。</p> <p>また、法の定める関係者が集まる協議会を設け事業化を進めるのも円滑に進める為に必要ではないか。</p>	<p>県では、「地域脱炭素化」に取り組む市町村に、自然エネルギー事業に豊富な経験や専門知識を有する「県脱炭素社会推進員」を派遣し、地域の再エネポテンシャルや再エネ事業がもたらす地域へのメリット等について、技術的助言を行って参ります。</p> <p>また、市町村の「促進区域」設定には、関係者の合意形成が不可欠であることから、温対法第22条に規定する地元住民、有識者、行政機関等の関係者で構成する「地方公共団体実行計画協議会」に、県も積極的に参加し、円滑に合意形成がなされるよう市町村を支援します。</p>
12	<p>「(2)促進区域の設定に当たって考慮すべき環境配慮事項」の、「収集すべき情報」に、「林業振興上支障がないか」とする文言等を加えるべきである。</p>	<p>林業振興上の支障がないかは、県基準においては、促進区域に含めない区域として、「保安林」と「第一種森林管理重点地域」を設定することで、担保されと考えられます。</p> <p>温対法第21条第10項において、市町村が促進区域を設定する場合は、協議会等を活用し、住民その他の利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずることとされており、さらに、事業者が、促進区域内の再エネ事業認定を申請する際、協議会が組織されているときは、当該協議会における協議が必要となっております。</p>